

沖縄県認知症高齢者等見守り活動に関する協定書

沖縄県

【 】

沖縄県認知症高齢者等見守り活動に関する協定書（案）

沖縄県(以下「甲」という。)と【〇〇】(以下「乙」という。)は、高齢者等見守り活動に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、甲が別に定める「沖縄県認知症高齢者等見守り活動に関する実施要綱」に基づく高齢者等見守り活動の推進を図ることを目的とする。

(対象地域)

第2条 この協定の対象地域は、沖縄県全域とする。ただし、乙の事業活動が全域を対象としない場合は、事業活動を行う地域とする。

(取組内容)

第3条

乙は、自らの業務に支障のない範囲で以下の活動に取り組むこととする。

- 2 異変のある高齢者やなんらかの支援を必要としている高齢者を発見した場合には、必要に応じて所管の市町村窓口へ、その状況の連絡に努めるものとする。ただし、当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。
- 3 市町村等が中心となって取り組む「見守りネットワーク」及び「SOS ネットワーク」の構築に協力する。
- 4 従業員等に認知症サポーター養成講座を計画的に受講させることで、認知症への理解を深め、従業員等一人ひとりが認知症サポーターとしてより積極的に認知症高齢者等とその家族等が安心して暮らせる社会づくりに貢献できる環境づくりに努める。
- 5 2項から3項に規定する事業に発生する経費は、乙の負担とする。

(個人情報保護)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(免責事項)

第5条 乙は、高齢者等の異変に関して、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(市町村が締結する協定との関係)

第7条 乙は、本協定と同様の趣旨の協定を市町村と締結している場合、あるいは今後締結する場合は、本協定に関わらず、当該市町村の区域内において、当該市町村との協定に基づいて取り組むものとする。

(協定の見直し・破棄)

第8条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

2 乙は、甲に対する申し入れによって、本協定を破棄することができる。

3 甲は、乙が事業に協力するに当たり要綱若しくは本協定の規定に違反したとき又は乙が事業に協力するにあたり不適當な事由があると認めるときは、乙に対して通告により本協定を破棄することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

乙 【住所】

【事業所名】

【代表者職・氏名】